

諮問事項 イ

**森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林
及び被害拡大防止森林の区域指定の変更について**

〔今回送付〕

- ・ 森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林
及び被害拡大防止森林の区域指定の変更について
- ・ 写真
- ・ 神奈川県松くい虫被害対策対象森林区域図
- ・ 参考資料
- ・ 説明資料

諮問事項 イ

森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林 及び被害拡大防止森林の区域の指定変更について

1 「森林病虫害等防除法」における森林審議会への諮問項目

- (1) 都道府県防除実施基準（法第7条の3）
今回変更なし
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定（法第7条の5）
今回諮問事項
- (3) 樹種転換促進指針
当県該当なし
- (4) 地区防除指針（法第7条の9）
今回変更なし

2 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更を要する理由

「第5次神奈川県松くい虫被害対策事業推進計画」（平成29年度～令和3年度）が計画期末をむかえることから、次年度以降を対象として新たな計画を策定するに当たり、区域の指定の変更を行おうとするものである。

隣接する県道の拡幅工事に伴い松林でなくなる森林や、森林ふれあい施設の廃止により保全目的が無くなった森林などを、区域から除外する必要がある。

3 区域の変更の概要（資料：表-3）

	現行	減少	増加	変更案	(資料)
高度公益機能森林 ※1	53ha	2ha	—	※3 52ha	表1-1 ～1-3
被害拡大防止森林 ※2	(0.6) 1ha	(0.3) 0ha	—	(0.3) 0ha	表2-1 ～2-3

※1 高度公益機能森林：保安林及びその他の公益的機能が高い森林であって、当該樹種（マツ）以外の樹種では当該機能を確保することが困難なもの

※2 被害拡大防止森林：高度公益機能森林に被害の影響が考えられる森林

※3 区域面積の再精査含む。

4 その他

今回の区域の変更を受けて、「第6次神奈川県松くい虫被害対策事業推進計画」（令和4年度～8年度）を策定する。

(変更案)

表1-1 高度公益機能森林の区域等

(単位:ha)

市町村	区域	面積	保全目的
葉山町	一色(7林班-50・51(一部)(図3))	2	風致機能
相模原市	3林班-22(図8) 北里1丁目(1林班-183(一部)・185(一部)(図7)) 北里2丁目(1林班-191(一部)(図7))	1	都市緑地保全機能
小田原市	2林班-195(図14)	(0.47)0	海岸松林 景勝地としての風致機能
	14林班-132・134・144(図12)	3	土砂流出防備保安林 国立公園 国指定史跡 景勝地としての風致機能
真鶴町	1林班-79・80・82・84・88-90・93・94・96-98・100・ 101・103・107・109・113・114・117・119・123・125・ 126・129-131・133-135・137・139・143・144・192・ 193・197・199-202・205・208・209・222-225・342- 344(図2) 真鶴(1林班-145・183・185(図2))	46	海岸松林 魚つき保安林 県立自然公園
県計		52	

注) 1 表中、「(図〇〇)」は、神奈川県森林計画図の図面番号を示す。

(現行)

表1-2 高度公益機能森林の区域等

(単位:ha)

市町村	区域	面積	保全目的
葉山町	一色(7林班-50・51(一部)(図3))	2	風致機能
相模原市	3林班-103(一部)(図7)・22(図8) 北里1丁目(1林班-183(一部)・185(一部)(図7)) 北里2丁目(1林班-191(一部)(図7)) 西大沼4丁目(3林班-102(一部)(図7))	2	都市緑地保全機能
小田原市	2林班-195(図14)	1	海岸松林 景勝地としての風致機能
	14林班-132・134・144(図12)	1	土砂流出防備保安林 国立公園 国指定史跡 景勝地としての風致機能
	45林班-115-117・119・137-139・879-882(図11) 久野(45林班-118(図11))	1	森林ふれあい施設周辺の松林
	小計	3	
真鶴町	1林班-79・80・82・84・88-90・93・94・96-98・100・ 101・103・107・109・113・114・117・119・123・125・ 126・129-131・133-135・137・139・143・144・192・ 193・197・199-202・205・208・209・222-225・342- 344(図2) 真鶴(1林班-145・183・185(図2))	46	海岸松林 魚つき保安林 県立自然公園
県計		53	

- 注) 1 表中、「(図〇〇)」は、神奈川県森林計画図の図面番号を示す。
2 取り消し線のあるものは、変更案において除外(一部除外含む)を計画している区域を示す。

表1-3

高度公益機能森林の区域の対照表

(単位:ha)

市町村	現 行		今回除外する区域		変更案		保全目的
	区域	面積	区域	面積	区域	面積	
葉山町	一色(7林班-50・51(一部)(図3))	2			一色(7林班-50・51(一部)(図3))	2	風致機能
相模原市	3林班-103(一部)(図7)・22(図8) 北里1丁目(1林班-183(一部)・185(一部)(図7)) 北里2丁目(1林班-191(一部)(図7)) 西大沼4丁目(3林班-102(一部)(図7))	2	3林班-103(一部)(図7) 北里1丁目(1林班-183(一部)・185(一部)(図7)) 北里2丁目(1林班-191(一部)(図7)) 西大沼4丁目(3林班-102(一部)(図7))	1	3林班-22(図8) 北里1丁目(1林班-183(一部)・185(一部)(図7)) 北里2丁目(1林班-191(一部)(図7))	1	都市緑地保全機能
小田原市	2林班-195(図14)	1	(※区域面積の再精査による変更)		2林班-195(図14)	(0.47)	海岸松林 景勝地としての風致機能
	14林班-132・134・144(図12)	1	(※区域面積の再精査による変更)		14林班-132・134・144(図12)	3	土砂流出防備保安林 国立公園 国指定史跡 景勝地としての風致機能
	45林班-115-117・119・137-139・879-882(図11) 久野(45林班-118(図11))	1	45林班-115-117・119・137-139・879-882(図11) 久野(45林班-118(図11))	1	対象松林の除外	-	森林ふれあい施設周辺の松林
	小計	3		1		3	
真鶴町	1林班-79・80・82・84・88-90・93・94・96-98・100・ 101・103・107・109・113・114・117・119・123・125・ 126・129-131・133-135・137・139・143・144・192・ 193・197・199-202・205・208・209・222-225・342- 344(図2) 真鶴(1林班-145・183・185(図2))	46			1林班-79・80・82・84・88-90・93・94・96-98・100・ 101・103・107・109・113・114・117・119・123・125・ 126・129-131・133-135・137・139・143・144・192・ 193・197・199-202・205・208・209・222-225・342- 344(図2) 真鶴(1林班-145・183・185(図2))	46	海岸松林 魚つき保安林 県立自然公園
県計		53		2		52	

注) 1 表中、「(図○○)」は、神奈川県森林計画図の図面番号を示す。

(変更案)

表2-1 被害拡大防止森林の区域等

(単位:ha)

市町村	区域	面積
相模原市	大野台2丁目(3林班-59(図5))	(0.3) 0
県計		(0.3) 0

注) 1 表中、「(図〇〇)」は、神奈川県森林計画図の図面番号を示す。

(現行)

表2-2 被害拡大防止森林の区域等

(単位:ha)

市町村	区域	面積
相模原市	1林班=227・421(一部)(図7) 、大野台2丁目(3林班=59(図5))	(0.6) 1
県計		(0.6) 1

注) 1 表中、「(図○○)」は、神奈川県森林計画図の図面番号を示す。

2 取り消し線のあるものは、変更案において除外(一部除外含む)を計画している区域を示す。

表2-3

被害拡大防止森林の区域の対照表

(単位:ha)

市町村	現行		今回除外する区域		変更案		備考
	区域	面積	区域	面積	区域	面積	
相模原市	1林班-227・421(一部)(図7) 大野台2丁目(3林班-59(図5))	(0.6) 1	1林班-227・421(一部)(図7)	(0.3) 0	大野台2丁目(3林班-59(図5))	(0.3) 0	
県計		1		0		0	

注) 1 表中、「(図○○)」は、神奈川県森林計画図の図面番号を示す。

表3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域面積の対照表

(変更箇所:下線)

(単位:ha)

市町村	高度公益機能森林				被害拡大防止森林				主な増減の理由
	現行	減	増	変更案	現行	減	増	変更案	
葉山町	2			2					—
相模原市	<u>2</u>	<u>1</u>		<u>1</u>	<u>(0.6)</u> 1	<u>(0.3)</u> 0		<u>(0.3)</u> 0	<ul style="list-style-type: none"> 高度公益機能森林: 県道拡幅計画による松林区域の除外 被害拡大防止森林: 松林の消滅
小田原市	<u>3</u>	<u>1</u>		※1 <u>3</u>					<ul style="list-style-type: none"> 高度公益機能森林 保全目的の廃止による減 ※1 区域面積の再精査による変更
真鶴町	46			46					—
神奈川県計	<u>53</u>	<u>2</u>	—	※2 <u>52</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	—	<u>0</u>	※2 区域面積の再精査による変更を含む

注1) 増減の内容は概ね次の内容による

県道拡幅計画による松林区域の除外: 隣接する県道の拡幅計画に伴い区域から除外するもの。

松林の消滅: 対象区域から松が消滅し、松により森林を維持できないと見込まれる区域を除外するもの。

保全目的の廃止: 森林ふれあい施設周辺の松林であることが保全目的であったが、施設の廃止により、機能を維持する必要が無くなったことから区域から除外するもの

注2) 面積は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入している。



写真 1
1林班-183



写真 2
1林班-185

写真 3
1林班-191



写真 4
1林班-
102,103



樹林が伐採され、新たな建物を建設中



写真 5
1林班-227

開発(コンビニエンスストア建設)により、松林が消滅



写真 6
1林班-421

開発(携帯電話基地局)により、松林が消滅しスギ・ヒノキが残されている状態

高度公益機能森林 小田原市

令和3年8月撮影

写真 1
45林班-
115-117・119・137-
139・879-882(図
11)
久野(45林班-118
(図11))



松林は良好に生育
過去7年間、被害無し



営業していた当時の森林ふれあい施設
(塔の峰青少年の家)

撮影時期:平成27年以前



森林ふれあい施設解体跡地
(塔の峰青少年の家)

令和3年8月撮影